

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処  
会計科長 徳田 貴史

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
2ME91TK00020		2ME51AP2002 0001					
品名 または 件名							
産業廃棄物（廃不凍液）処分 ほかに4件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
36,000.00	LI						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
早来分屯地				NA管理班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
補給科山下CV・235				令和4年8月31日（水）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

安平弾薬支処 会計科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
入札日時場所：令和4年5月27日（金）10時30分 安平弾薬支処 教場

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### (3) 入札の無効

- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印が判別し難い入札又は押印省略した場合の責任者等の記載がない入札
- エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札
- オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載

### (4) 契約書作成の要否

契約書を作成する。

(5) 落札決定方式

- ア 本要項第7項第1号に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) その他

- ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。
- カ 郵便による入札を行う場合、安平弾薬支処会計科（担当：徳田）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書（入札件名を記入）」在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項（2）同様の資格審査結果通知書（写）を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、入札日前日（休日の場合はその前日）17時までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。（メール便可）
- キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
- ク 入札に関する事項の問合せ先  
陸上自衛隊 安平駐屯地 安平弾薬支処会計科（担当：徳田）  
TEL 0145-23-2231（内291）
- ケ 仕様書に関する事項の問合せ先  
陸上自衛隊 早来分屯地 早来燃料支処営繕班（担当：山下）  
TEL 0145-22-2505（内235）

(7) 公告掲示場所及び期間

- ア 掲示場所：安平、札幌、真駒内、東千歳、北千歳、南恵庭、島松各駐屯地、札幌・千歳・苫小牧・恵庭各商工会議所、安平町商工会  
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- イ 掲示期間：令和4年5月11日～令和4年5月27日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長又は契約担当官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。



仕 様 書			
物品番号	— — —	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物 処理役務		N A B - 2	
		作 成	令和 2年 2月 12日
		変 更	令和 年 月 日
		作 部 隊 等 名	北海道補給処早来燃料支処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊北海道補給処早来燃料支処が実施する産業廃棄物処理（以下、役務という）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 種類

種類は付表による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令

産業廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）法第12号で定める産業廃棄物処理基準による。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物、数量、期間及び搬出時間帯など一般的要求事項は付表により指定するものとする。

### 2.2 処理の区分

処理の区分は、収集、運搬及び処分とする。

### 2.3 処理基準

処理基準は次によるほか、契約の相手方は産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という。）及び関係法令を遵守、適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

### 2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

### **3 品質保証**

監督及び検査，契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか，契約の相手方は本役務終了後，検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

### **4 その他の指示**

#### **4.1 提出書類**

提出書類は，付表により指定する場合を除き管理票（B2・D・E表）とし，産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後，速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

#### **4.2 使用機材・機器・消耗品**

役務に必要な機材，機器及び消耗品は付表により指定をする場合を除き，契約の相手方が準備するものとする。

#### **4.3 安全管理**

契約の相手方は，安全管理に注意するとともに，必要な場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

#### **4.4 仕様書に関する疑義**

この仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

## 1 産業廃棄物の種類・数量

区分	品名	産業廃棄物の種類	数量	単位	性状	荷姿
産業廃棄物	廃不凍液	廃液	36,000	L I	液状	ドラム缶 (200L入)
産業廃棄物	廃Jet-A1	廃液	4,200	L I	液状	ドラム缶 (200L入)
産業廃棄物	廃ガソリン	廃液	600	L I	液状	ドラム缶 (200L入)
産業廃棄物	廃シンナー	廃液	1,000	L I	液状	ドラム缶 (200L入)
産業廃棄物	廃スラッジキラー	廃液	6,000	L I	液状	ドラム缶 (200L入)

## 2 期間・搬入時間及び移動時間

産業廃棄物の早来燃料支処から業者への搬入は令和4年6月30日（木）までとし、搬入可能時間は、平日の0815から1700までとする。移動時間帯についても同様とする。

## 3 受渡及び返納場所

業者が指定する場所とし、有料道路を利用せず一日行程で往復可能な場所とする。

## 4 搬入及び返納方法

官側が荷姿のまま搬入する。処理後のドラム缶は必ず空の状態にし、官側に返納する。

## 5 履行期限

履行期限は検査官が管理票E票を確認できる日とし、令和4年8月31日（水）までとする。

## 6 産業廃棄物の性状及び荷姿

上記、表のとおり。